

令和 7（2025）年 4 月 30 日

令和 7（2025）年度 栃木県観光素材集作成業務委託プロポーザルに係る質問内容及び回答
について

No	質問内容	回答
1	1. 仕様書の業務内容（１）イに記載された「市町等からの素材の収集」について、（２）ウにおいて、「使用した写真の権利は甲及び栃木県に帰属するものとする。」とあるが、市町等からの収集分については、続くただし書きの通り協議するという理解でよいか。著作権は不要とするが以後広報活動等に自由に使用できるよう、あるいは著作権を県に譲渡、いずれかの協議が必要となるか。	お見込みのとおり、市町等からの収集分についても、著作権を甲及び栃木県に譲渡できない素材を使用する場合には、事前に甲に申し入れを行い、了承を得ることとし、二次利用については、著作権は不要とするが以後広報活動等に自由に使用できるよう協議することを前提とした上で、その都度検討するものとします。
2	2. 募集要領 2（５）ア（イ）a(a)1テーマの誌面構成案は、仕様書 2（２）アでいうところの「最新観光情報」に該当するという理解でよいか。	募集要領 3（５）ア（イ）a(a)の「1テーマの紙面構成案」については、旅行等における国内のトレンドを踏まえて選定していただく特集テーマ案から作成願います。その上で、仕様書 2（２）アの構成はあくまで案となりますが、「テーマ別素材集」が特集テーマに該当します。
3	3. 募集要領別表の審査項目について、「画像集」が含まれているが、これは提案の中で例示するサンプルを指しているのか。あるいは、弊社が有する素材の一覧を提示することが求められているのか。募集要領 3（５）ア（イ）a(a)のいずれの部分に該当する審査項目であるかを知りたい。	前者を指しております。 具体的には、募集要領 3（５）ア（イ）a(a)の「表紙デザイン案」や「栃木県最新情報（施設やイベント等）や注目スポット等の掲載素材」、「1テーマの紙面構成案」でご提案いただく画像について、審査いたします。

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会